

# 学校適正規模化を 進めています

教育委員会では、市内のどこに住んでいても等しい教育を受けられるように、市立学校の適正規模化に取り組んでいます。

詳しくは学校適正化等担当 ☎70・7785へ。

## 西部地域では

3月31日に滝山小学校が廃止され、第七小学校および第九小学校と統合しました。滝山小学校の子供たちは4月からそれぞれ新しい学校へ通学を始めました。

この統合に当たっては、滝山・第七・第九の各小学校で連絡を取り合い、15年度中にさまざまな交流を行い、互いの教員が異動し、子供たちと

の学校を行き来するなど工夫を重ねてきました。この成果もあり、子供たちに最初は多少の戸惑いも見られましたが、全員が元気に新しい学校へ通っています。また二つの心身障害学級も3月末に移転を完了し、第七小学校より学級・あすなろ学級としての活動が始まっています。なお、滝山小学校から第七小学校へ2名、第九小学校へ1名の教員が異動し、子供たちと

中部地域では

中部地域懇談会からの報告を受けて教育委員会としての再編成計画案たたき台作りを進めています。第八小学校の周辺では都立公園事業も進んでいて、同校の児童数は今後も増える見込みがないことから、単学級の解消を目指した地域内再編成を実施するため取り組んでいます。今後計画案ができ上がり次第、速やかに保護者・地域の皆さんとの話し合いを進めていきます。

## 東部地域には

733名、23学級という大きな規模の第二小学校や90名6学級という規模の第四小学校があります。

用途地域等の見直しに伴い都市計画の従覧を行います。

## 都市計画決定に関する 縦覧を行います

6月24日(木)から

【縦覧する都市計画】 東村山都市計画用途地域および区域区分の変更(東京都決定) 東村山都市計画防火および準防火地域変更(東久留米市都市計画の従覧を行います。

## 第2回市議会定例会を開会中

平成16年第2回市議会定例会が6月3日(木)~22日(火)の20日間の日程で開会中です。今回の議会に上程されている議案は次の9議案です。

東久留米市議会議員の定数に関する特別委員会の設置について(議員提出議案) 専決処分(東久留米市税条例の一部を改正する条例)の承認について 専決処分(東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例)の承認について 物品の買入れについて 東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例 東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例 市道路線の廃止について 市道路線の認定について 平成16年度東久留米市老人保健特別会計補正予算(第1号)

詳しくは議会事務局 ☎70・7789へ。

6月1日付  
市人事異動

市では、6月1日付で部長級の異動を行いました。部長級の人事異動は、次の通りです(カッコ内は前職)。なお、企画経営室長は助役・西川彰夫が事務取扱となりました。【部長級総務部参事(企画経営室長) 栗野友之 詳しくは職員課 ☎70・7716へ。

## 納税にご協力を

6月30日(水)は、市・都民税第1期の納期限です

最寄りの金融機関でお納めください。詳しくは納税課 ☎70・7730へ。

## 6月26日(土)「浸水対策強化月間」 雨水幹線工事の見学会 (シールドトンネル工事)

都下水道局流域下水道本部では、東久留米・小平の両市の浸水を防ぐため、14年3月から東久留米市前沢~三丁目付近(小金井街道)の地下10mで落合川雨水幹線の工事を行っています。

毎年6月に実施される都の「浸水対策強化月間」の取り組みとして、市民の皆さんに浸水対策事業に対する理解を深めていただくため、現場見学会を次の通り開催しますので、多くの皆さんの来場をお待ちしています。

見学の方には粗品を差し上げます。

【日時】6月26日(土) 午前10時集合

【集合場所】前田病院西側の作業所(八幡町3-1-46)

申し込みは6月22日(火)までに電話で都下水道局流域下水道本部工事課 ☎042・527・4830または市下水道課工事係 ☎70・7759へ。

詳しくは市下水道課工事係へ。



## 都営住宅地元(新築)の 入居者募集

申し込み用紙等の配布は  
6月15日(火)から

都営住宅地元(新築)の家賃向けおよび単身者向けの入居者を次の通り募集します。【募集住居】幸町二丁目(2人以上)≡8戸 中央町二丁目(単身者)≡7戸 中央町二丁目(2人以上)≡2戸 中央町二丁目(3人以上)≡1戸 【入居資格】家族向け)次のすべての条件に該当する方

申込者本人が市内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む) 現に同居し、または同居しようとする親族がいること 所得が定められた基準内であること 住宅に困っていること 【入居資格 単身者向け】申込者本人が市内に引き続き3年以上(13年6月23日以前から)居住していること ほか上記に該当する方

## 幼稚園等 就園奨励費 補助事業

申請は6月22日(火)から

市では、公立・私立幼稚園または幼稚園類似施設に通園している市内在住の園児の保護者の方に対し、世帯の所得に応じて保育料等を減免または補助する幼稚園等就園奨励費補助事業を行っています。申請は6月22日(火)~25

### 幼稚園等就園奨励事業 補助・減免額一覧

| 対象区分 16年度の<br>市民税課税額)                   | 私立幼稚園補助額(下段は公立幼稚園減免額)   |                         |                           | 幼稚園類似<br>施設補助額 |
|-----------------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|----------------|
|                                         | 同一世帯から<br>通園の<br>1人目の園児 | 同一世帯から<br>通園の<br>2人目の園児 | 同一世帯から<br>通園の<br>3人目以降の園児 |                |
| 生活保護世帯または<br>市民税非課税世帯                   | 137,700円<br>(20,000円)   | 196,000円<br>(42,000円)   | 253,000円<br>(64,000円)     | 45,100円        |
| 市民税所得割が<br>非課税の世帯                       | 104,900円<br>(20,000円)   | 176,000円<br>(42,000円)   | 246,000円<br>(64,000円)     | 34,300円        |
| 市民税所得割課税額が<br>8,800円以下の世帯               | 80,400円<br>(一)          | 161,000円<br>(一)         | 241,000円<br>(一)           | 26,300円        |
| 市民税所得割課税額が<br>8,801円以上<br>102,100円以下の世帯 | 56,500円<br>(一)          | 147,000円<br>(一)         | 237,000円<br>(一)           | 18,500円        |